

# 大津市会計年度任用職員募集要項

## 【職種：児童クラブ用務員】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

### 1. 募集人数

2名

### 2. 募集職種

児童クラブ用務員

### 3. 業務内容

児童クラブの用務など必要とする仕事

施設周りの環境整備や生活室やトイレの掃除、おやつを提供、食器洗いなどの片付け等

【業務内容の変更範囲】：なし

### 4. 募集対象

大津市立児童クラブ（大津市内37箇所）のうち、坂本児童クラブ、唐崎児童クラブ、志賀児童クラブ、平野児童クラブ、膳所児童クラブ、晴嵐児童クラブ、南郷児童クラブ、青山児童クラブ、瀬田南児童クラブ及び瀬田東児童クラブのいずれか

※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した人

### 5. 応募受付期間

令和8年4月20日（月）9時から令和8年5月7日（木）17時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時）

### 6. 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【連絡先】大津市子ども未来部 児童クラブ課  
「会計年度任用職員採用担当者」まで  
電話番号：077-528-2776

7. 選考日時及び選考会場

日時：令和8年5月11日（月）

場所：大津市役所 別館1階 児童クラブ課

8. 選考方法

面接試験

9. 結果の発表

面接後10日以内に受験者本人宛に、合否通知を文書で発送します。

10. 勤務条件

任用期間	任用開始日から令和9年3月31日 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■原則あり □ 原則なし
勤務地	坂本児童クラブ、唐崎児童クラブ、志賀児童クラブ、平野児童クラブ、膳所児童クラブ、晴嵐児童クラブ、南郷児童クラブ、青山児童クラブ、瀬田南児童クラブ及び瀬田東児童クラブのいずれか（勤務地については、選考により決定します。なお、年度途中や年度替わりに、勤務地を異動する場合があります。）
勤務地変更の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> あり → （児童数の増減等により大津市立児童クラブ（大津市内37箇所） <input type="checkbox"/> なし
勤務日	週5日(月曜日～金曜日)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週15時間勤務（1日3時間×週5日）15～18時
基本給	日額 3,897円～4,113円
諸手当	通勤手当相当【対象要件あり】
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 ・営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。